



宮 崎 県 公 報

平成24年 5 月24日 (木曜日) 第 2389 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定(国保・援護課)	1
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定(")	2
○生活保護法に基づく介護機関(介護老人福祉施設)の指定(")	2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障害福祉課)	2

公 告

○毒物劇物取扱者試験の実施(医療業務課)	3
○地図及び簿冊の認証(農村計画課)	3
○土地改良区の役員の就退任の届出(2件)(農村整備課)	3
○土地改良区の定款変更の認可(")	4
○県営土地改良事業計画の策定(3件)(")	4
○基本測量終了の通知(管理課)	5
○入札公告	5

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について	6
----------------------	---

正 誤

○平成24年 3 月19日付け県公報(号外第11号)中	7
-----------------------------	---

告 示

宮崎県告示第 369号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 5 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人敬和会	都城市郡元町1丁目9番地5	みまた病院	都城市郡元町1丁目9番地5	平成24年 4 月 1 日
株式会社DRF	都城市安久町4657番地4	訪問看護ステーションリオン	都城市安久町4657番地4	平成24年 1 月 16 日
株式会社ステップアップ	北諸県郡三股町大字樺山4717番地1	訪問看護ステーションチロル	都城市東町4街区30号	平成24年 4 月 23 日
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	ココロけあ栄町サービスセンター	都城市栄町2-2-1	平成24年 5 月 1 日

社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	ココロけあ栄町訪問ヘルパーステーション	都城市栄町2-2-1	平成24年 5 月 1 日
医療法人敬和会	都城市郡元町1丁目9番地5	デイサービスセンターこころ	都城市郡元町1丁目9番地5	平成23年 11 月 1 日
株式会社DRF	都城市安久町4657番地4	デイサービスリオン	都城市北原町22街区1号フェリチャーレ1-2	平成24年 3 月 1 日
株式会社リハケア研究所ウィル	都城市上長飯町38号1番地	リハケアセンター上長飯	都城市上長飯町42号1番地	平成24年 4 月 1 日
合同会社プランニング・PRO	都城市志比田町 11025番地4	いきいきわくわく健康増進クラブ	都城市志比田町4930番地3	平成24年 3 月 28 日
社会福祉法人敬和福祉会	都城市吉尾町2200番地1	特別養護老人ホーム島津乃荘	都城市吉尾町2200番地1	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人敬和福祉会	都城市吉尾町2200番地1	訪問介護島津乃荘	都城市吉尾町2200番地1	平成24年 4 月 1 日
株式会社フオーユー	都城市姫城町14街区26	ふるさとの家	都城市高崎町大牟田29	平成24年 4 月 17 日

	号		14番地	
株式会社た いよう	延岡市緑ヶ 丘 2 丁目17 番地37号	デイサービ スあくと 南方店	延岡市小峯 町6964	平成24年 5 月 1 日
株式会社南 の郷	日南市南郷 町中村甲 4 00番地	デイサービ ス南の郷	日南市南郷 町中村甲 4 00番地	平成24年 4 月 1 日
株式会社南 の郷	日南市南郷 町中村甲 4 00番地	ヘルパース テーション 南の郷	日南市南郷 町中村甲 4 00番地	平成24年 4 月 1 日
有限会社共 栄調剤薬局	延岡市柳沢 町 2 - 3 - 2	訪問介護ほ そしま	日向市大字 日知屋古田 町12-2	平成24年 4 月 1 日
株式会社大 地	串間市大字 西方1312番 地	デイサービ ス喜楽里	串間市大字 西方1312番 地	平成24年 4 月 1 日
株式会社優 羽	東臼杵郡門 川町大字門 川尾末8781 番地	ほっとステ ーション虹	東臼杵郡門 川町大字門 川尾末8781 番地	平成24年 4 月 1 日
有限会社つ だ福祉サー ビス	延岡市東浜 砂町1114番 地 1	つきの音	延岡市東浜 砂町1114番 地 1	平成24年 4 月 1 日
有限会社小 玉商事	日南市西町 2 丁目 8 番 17号	デイサービ ス来見遊	日南市大字 平野4195番 地 3	平成24年 3 月31日
社会福祉法 人ひまわり 会	日向市大字 富高 546番 地 1	永寿園グル ープホーム ひむかてら す	日向市大字 富高6957番 地 3	平成24年 5 月 1 日

宮崎県告示第 370号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 5 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法 人敬和会	日南市大字 風田3895番 地	日南市東地 区地域包括 支援センタ ー	日南市岩崎 2 丁目 8 番 18号	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法 人報酬会	西諸県郡高 原町大字蒲 牟田7348番 地 2	C o C o け あ栄町居宅 介護支援セ ンター	都城市栄町 2 - 2 - 1	平成24年 5 月 1 日
株式会社ト ータル・ケ アサービス	都城市山之 口町富吉29 07番地	居宅介護支 援事業所ま ごころ	都城市姫城 町10街区 1 号西棟	平成24年 2 月 1 日
株式会社D R F	都城市安久 町4657番地 4	ケアサポー ト リオン	都城市安久 町4657番地 4	平成24年 4 月 1 日

宮崎県告示第 371号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための施設介護を担当させる機関（介護老人福祉施設）を次のとおり指定した。

平成24年 5 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホーム 島津乃荘	都城市吉尾町2200番地 1	平成24年 4 月 1 日

宮崎県告示第 372号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成24年 5 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
はな薬局	宮崎市	薬局	平成24年 5 月 1 日
やました薬局高岡店	宮崎市	薬局	平成24年 5 月 1 日
調剤薬局くらはら	都城市	薬局	平成24年 5 月 1 日
訪問看護ステーション結	高鍋町	訪問看護	平成24年

芽 5月1日

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。）を次のとおり実施する。

平成24年 5月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 試験の日時
平成24年 8月 7日（火曜日）午前10時から正午まで
2 試験の場所
宮崎市霧島 1丁目 1番地 1
J A・A Z Mホール
3 受験願書の受付期間
平成24年 6月11日（月曜日）から 6月22日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、6月22日付けの消印のあるものまで有効とする。
4 受験願書の配布場所
県保健所
5 その他
詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療薬務課薬務対策室（電話0985（26）7060）に問い合わせること。

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成24年 5月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
東諸県郡国富町
2 地籍調査を行った期間
平成22年 6月 1日から平成24年 2月 7日
3 地籍調査を行った地域
東諸県郡国富町大字八代北保、八代南保の各一部
4 認証年月日
平成24年 5月14日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、吾田土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 5月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

Table with 3 columns: 役名, 氏名, 住所. Rows include 理事長 山元陸愛, 理事 甲斐武夫, 理事 平元源次.

Table with 3 columns: 役名, 氏名, 住所. Rows include 理事 谷口弘, 理事 稲元辰雄, 理事 郡司誠秀, 理事 井田光行, 理事 門川正和, 監事 伊豆元優, 監事 田中重信.

（任期：平成28年 3月31日まで）

2 退任した役員

Table with 3 columns: 役名, 氏名, 住所. Rows include 理事長 山元陸愛, 理事 甲斐武夫, 理事 砂糖新一, 理事 村角善兵, 理事 平元源次, 理事 谷口弘, 理事 田中重信, 理事 甲斐玉廣行, 監事 伊豆元優, 監事 由地重信.

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 5月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

Table with 3 columns: 役名, 氏名, 住所. Rows include 理事 押川和夫, 理事 泥谷久光.

理 事	甲 斐 政 治	木城町大字椎木4705番地
理 事	岩 岡 利 治	高鍋町大字北高鍋1215番地
理 事	坂 本 弘 志	高鍋町大字上江4647番地 1
理 事	永 友 定 己	高鍋町大字持田2967番地
理 事	橋 本 重 美	高鍋町大字持田4167番地
理 事	小 嶋 秀 樹	高鍋町大字北高鍋2671番地
理 事	黒 木 邦 男	高鍋町大字南高鍋6783番地
理 事	永 友 祥 一	高鍋町大字蚊口浦19番地 5
理 事	川 野 文 明	高鍋町大字南高鍋 10132番地 1
理 事	半 渡 英 俊	木城町大字椎木4078番地 1
監 事	黒 木 一 朗	木城町大字高城87番地 1
監 事	上 野 春 雄	高鍋町大字上江1469番地 1

(任期：平成28年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	永 友 国 起	高鍋町大字持田4962番地
理 事	押 川 和 夫	木城町大字椎木4244番地
理 事	泥 谷 久 光	木城町大字高城 180番地
理 事	横 尾 峰 雄	木城町大字高城 253番地 7
理 事	赤 澤 英 徳	高鍋町大字上江2420番地
理 事	岩 切 正 美	高鍋町大字北高鍋4685番地 2
理 事	坂 本 弘 志	高鍋町大字上江4647番地 1
理 事	永 友 定 己	高鍋町大字持田2967番地
理 事	黒 木 邦 男	高鍋町大字南高鍋6783番地
理 事	永 友 祥 一	高鍋町大字蚊口浦19番地 5
理 事	川 野 文 明	高鍋町大字南高鍋 10132番地 1
理 事	三 隅 英 二	木城町大字椎木4002番地 9
監 事	平 林 陽 一	木城町大字椎木1857番地

監 事	上 野 春 雄	高鍋町大字上江1469番地 1
-----	---------	-----------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、山之口土地改良区（都城市）から平成24年 4 月11日付で申請のあった定款の変更を認可した。

平成24年 5 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、上下水地区県営土地改良事業（都城市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 5 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成24年 5 月24日から平成24年 6 月21日まで
- 縦覧場所
都城市役所 掲示場
- その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、鶴毛・朽木地区県営土地改良事業（日向市、農地整備事業（経営体育成型））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 5 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成24年 5 月24日から平成24年 6 月21日まで
- 縦覧場所
日向市役所 掲示場
- その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎

県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、中村地区県営土地改良事業(門川町、防災ダム事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成24年5月24日から平成24年6月21日まで

3 縦覧場所

門川町役場 掲示場

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2278号により公告した基本測量(機動観測)が平成24年3月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成24年5月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年5月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 農業高校教育用コンピュータ 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成24年8月31日
- (4) 契約期間 平成24年9月1日から平成29年8月31日まで(60月)
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税

に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成24年宮崎県告示第163号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成24年6月19日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7235
- (2) 期間 平成24年5月24日から平成24年7月4日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 期間 平成24年5月24日から平成24年6月19日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁4号館2階 教育共用会議室
- (2) 日時 平成24年6月5日午後2時

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 提出期限 平成24年7月4日午後5時

- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁 4 号館 2 階 教育共用会議室
 - (2) 日時 平成24年 7 月 5 日午後 2 時
- 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第 2 号)第 100 条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7235
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service required:Computer for high school agricultural education course : 1 unit
 - (2) Time limit for tender: 5:00.p.m.4 July 2012
 - (3) Contact point for the notice: Regional Affairs Department Section Finance and Welfare Division Miyazaki Prefectural Government, 1 - 9 - 10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7235

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第16号

警備業法(昭和47年法律第 117号。以下「法」という。)第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成24年 5 月 24 日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	3号警備業務	平成24年 8 月 8 日(木)から同月 10日(金)まで	15名

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者

- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- 3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎県技能検定センター(旧名称宮崎地域職業訓練センター)
電話0985-58-1570
- 4 受講申込書の提出方法等
 - (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。
 - (2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
3号警備業務	平成24年 6 月25日(月)から同 7 月 6 日(金)まで(土、日曜を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで

- (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。
- (4) 提出書類等
 - ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)
 - イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面
 - (ア) 2 の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
 - (イ) 2 の(2)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し
 - (ウ) 2 の(3)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - (エ) 2 の(4)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し
 - (オ) 2 の(5)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
 - ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し(追加取得講習受講者に限る。)

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	3号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

正 誤

平成24年3月19日付け県公報（号外第11号）中

ページ	行	誤	正
5	12	平成26年3月31日	平成26年3月31日

--	--